

東京都立大学大学院の学則の変更について（届出）

令和 4 年 3 月 17 日

文 部 科 学 大 臣 殿

東京都公立大学法人

理事長 山本 良一

このたび、下記の事項について、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

- ・ 東京都立大学大学院 社会科学研究科法学政治学専攻の廃止に係る学則変更